施行令第三十八条第十一項から第十三項までに定める基準に従い同条第一項の規定に基づき算定される保険料を賦課し、又は施行令第三十九条第五項から第七項までに定める基準に従い同条第一項の規定に基づき算定される保険料を賦課することにより減額することとなる保険料の額を合計した額（その額が現に当該年度分の保険料について施行令第三十八条第十一項から第十三項までに定める基準に従い同条第一項の規定に基づき算定される保険料を賦課し、又は施行令第三十九条第五項から第七項までに定める基準に従い同条第一項の規定に基づき算定される保険料を賦課することにより減額した保険料の額の合計額を超えるときは、当該合計額）とする。

（令和六年度から令和八年度までの財政安定化基金拠出率）

第四条　令和六年度から令和八年度までの算定政令第十二条第三項に規定する財政安定化基金拠出率は、十万分の三十二とする。

（介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部改正）

第三条　介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（平成十二年厚生省令第二十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第二（第六条関係）	**別表第二**（第六条関係）
所得段階別加入割合補正係数	所得段階別加入割合補正係数
1－（0.545×（A－a）＋0.315×（B－b）＋0.31×（C－c）＋0.1×（D－d）－0.2×（E－e）－0.3×（F－f）－0.5×（G－g）－0.7×（H－h）－0.9×（I－i）－1.1×（J－j）－1.3×（K－k）－1.4×（L－l））	1－（0.5×（A－a）＋0.25×（B－b）＋0.25×（C－c）＋0.1×（D－d）－0.2×（E－e）－0.3×（F－f）－0.5×（G－g）－0.7×（H－h））
備考　この表における算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。	備考　この表における算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。
A～h　（略）	A～h　（略）
I　当該年度における当該市町村に係る第一号被保険者の数に対する当該年度における当該市町村に係る令第三十八条第一項第十号に掲げる者の数の割合	（新設）
i　当該年度における全ての市町村に係る第一号被保険者の総数に対する当該年度における全ての市町村に係る令第三十八条第一項第十号に掲げる者の総数の割合	（新設）
J　当該年度における当該市町村に係る第一号被保険者の数に対する当該年度における当該市町村に係る令第三十八条第一項第十一号に掲げる者の数の割合	（新設）
j　当該年度における全ての市町村に係る第一号被保険者の総数に対する当該年度における全ての市町村に係る令第三十八条第一項第十一号に掲げる者の総数の割合	（新設）
K　当該年度における当該市町村に係る第一号被保険者の数に対する当該年度における当該市町村に係る令第三十八条第一項第十二号に掲げる者の数の割合	（新設）
k　当該年度における全ての市町村に係る第一号被保険者の総数に対する当該年度における全ての市町村に係る令第三十八条第一項第十二号に掲げる者の総数の割合	（新設）
L　当該年度における当該市町村に係る第一号被保険者の数に対する当該年度における当該市町村に係る令第三十八条第一項第十三号に掲げる者の数の割合	（新設）
l　当該年度における全ての市町村に係る第一号被保険者の総数に対する当該年度における全ての市町村に係る令第三十八条第一項第十三号に掲げる者の総数の割合	（新設）